# ヨコクラ病院開放型病床ご利用のご案内

- ◇医療法で定められた制度です。登録医から紹介された患者さんがヨコクラ病院に入院された場合、当院の医師が主治医、登録医が担当医となり、共同して診療にあたるものです。診療の責任者は当院の主治医となります。
- ◇当院では、開放型病床は、地域の病診連携の重要な制度と考えております。 当院は大牟田医師会と開放型病床の運営に係る契約を締結し、柳川山門医師 会のご協力を得て、地域の開業医の先生方へ開かれた病院づくりを行なって おります。

#### 【登録医】

開放型病床を利用しようとする場合の登録医師は、「登録医申請書」をヨコクラ病院長に提出して、登録医として開放型病床の医療業務を行なうことができます。

## 【主治医、担当医】

- 1. 開放型病床における診療については、ヨコクラ病院の医師が「主治医」となり、登録医は「担当医」となっていただきます。したがって、主たる診療および検査等は病院の主治医が責任をもって行います。なお、登録医は患者へ開放型病床利用の主旨について、ご説明いただきますようお願いいたします。
- 2. 患者に対する手術または検査等は原則として病院の主治医が実施します。 登録医は担当医として立ち会うことが出来ます。但し、登録医が自ら主治 医となって手術・検査等の施行を希望する場合は、事前に別途「手術・検 査等の実施依頼書」を病院長に提出の上、承認を得てください。
- 3. MRI・CT 検査のご依頼の場合、「医療機器共同利用用 PDF ファイル」をダウンロードにてご利用ください。

#### 【入院手続】

- 1. 登録医は、外来師長宛に「開放型病床入院依頼書 (診療情報提供書)」 をFAX送信または電話にて事前連絡をお願いします。
- 2. 当院は登録医からの入院依頼は原則受け入れるものとします。

但し、止むを得ず受け入れ出来ない場合は、電話連絡いたします。

3. その他、入院時に「入院申込書」(患者記入)、「保険証」(高齢受給者 証、乳児医療証など)を提出してください。

### 【診察】

- 1. 病院の主治医が責任をもって診療いたします。登録医は別途定める「ヨコクラ病院開放型病院運営規定」を遵守し、担当医として必要に応じ、当院にて診療、指導等を行なうことができます。
- 2. 共同指導に来院されました時は、受付にお越しください。共同指導料算 定表に患者名等を記入していただき、日付欄に印鑑またはサインをお願い します。応接室において白衣・ネームプレートを着用していただいた後、 病棟にご案内いたします。
- 3. 登録医は、日付、診療・指導内容を入院患者診療録用紙に記載し、「開放型病床登録医指導」のゴム印を押し、サインをしておきます。このことが診療記録となり、1人の患者に対し1日につき1回、開放型共同指導料(I)が算定できます。同様に自院の患者の診療録にも指導の事実を記載してください。
- 4. 登録医は、緊急時の連絡先を必ず病棟に明確にしておいてください。
- 5. 開放型病床における登録医の診療時間は、基本的には当院の診療時間と しますが、必要があれば、事前に主治医または病棟師長に電話連絡をお願 いします。

### 【退院、転院及び転科】

- 1. 患者の退院及び退院後の治療方針については、主治医、登録医間で十分協議してください。
- 2. 転科あるいは数日間の一時転院については、患者の病状やご家族の要望に 応えるよう、主治医、登録医間で協議の上、実施することがあります。
- 3. 転棟については、患者の病状その他ご家族の希望など、必要に応じて主治 医が行ないます。
- 4. 患者の退院時に主治医がサマリーを完成させ、2部作成し、各々1部を登録医と当院で保管します。

#### 【保険請求等についての事項】

1. 開放型病院共同指導料 (I)の請求

#### (登録医)

- I. 開放型病床に自己の診察した患者を入院させた登録医が、開放型病院 に赴き、開放型病院の主治医と共同で診療、指導等を行なった場合に、 1人の患者に1日につき1回算定でき、「開放型病院共同指導料 (I)」350点を登録医が属する保険医療機関において請求できま す。
- Ⅱ. 開放型病院共同指導料 (I) を算定した場合は、初診料、再診料、外来診療料、往診料及び在宅患者訪問診療料等は算定できません。
- Ⅲ. 診療所による紹介に基づき開放型病院に入院している患者に対して、

当該診療所の保険医が開放型病院に赴き、診療、指導を行なった場合に、その患者について既に診療情報提供料(I)が算定されている場合でも、開放型病院共同指導料(I)を算定できます。

- IV. 開放型病院共同指導料(I)を算定する場合は、登録医は診療録に開放型病院において患者の指導を行なった事実を記載し、開放型病院の診療録には登録医の指導が行なわれた旨を記載しなければなりません。
- V. 開放型病院共同指導料 (Ⅱ) は、登録医が属する保険医療機関が開放型病院共同指導料 (Ⅰ) を算定した場合に、開放型病院において算定します。
- VI. 登録医が病院長の承認を得た上で、自ら手術および検査等を行なった場合は、病院の算定で報酬を支払うことがありますのでご相談ください。

# 【付 則】

この手引きは、社会保険診療報酬改正により変更します。